



小田原市ファミリー・サポート・センター



利用料補助制度のご案内

小田原市では、市ファミリー・サポート・センターのおねがいさん（依頼会員）のうち、次のいずれかに該当する方に対して、利用料金の一部を補助します。

1 対象となる方の条件

小田原市にお住まいのおねがいさん（依頼会員）で以下のいずれかに該当する方

- ☐ ひとり親家庭（児童扶養手当を受給している方）
- ☐ 市町村民税非課税世帯
- ☐ 生活保護世帯
- ☐ ダブルケア負担の世帯（育児と親族の介護を同時に行っている世帯）

※ファミリー・サポート・センター利用料の無償化を受けている方は対象外です。

2 補助額

1 か月の利用料金の **2分の1**（1 か月あたり 1 万円を上限とします。）

※実費（食事とおやつ等）や交通費は補助対象外です。

3 手続きの流れ

① ファミリー・サポート・センターを利用する

おたすけさん（支援会員）の支援を利用し、利用料金支払います。



② 申請する

スマートフォン、パソコンから申請できます。

または、子ども政策課窓口、郵送、メールでも申請できます。

※詳細は、**4 申請方法**をご覧ください。



③ 補助金が振り込まれる

子ども政策課から補助金交付決定通知を郵送します。

交付決定日から 1 か月以内に指定された口座に補助金を振り込みます。

4 申請方法

次のいずれかの方法で申請してください。

(1) オンライン申請

右の二次元コードか、市のホームページから申請してください。

【申請に必要な書類】

- ☐ 援助活動報告書の写し

※複数枚ある場合は、1 か月分まとめて提出して下さい。

(申請用二次元コード)

- ☐ (初回申請時のみ) 預金通帳の写しなど振込口座確認書類

- ☐ (市町村民税非課税世帯で該当がある場合のみ) 利用した年の 1 月 2 日以降に他市町村から転入した方は、前の市町村が発行した非課税証明書



(2) 窓口・郵送・メールでの申請

申請書類を小田原市子ども政策課（市役所本庁舎 5 階・赤通路）の窓口まで直接お持ちいただくか、郵送又はメールで提出してください。

※申請書類は、代理の方が市役所窓口にお持ちいただいても構いません。

※交付申請書は、子ども政策課窓口、市ホームページで入手できます。

【申請に必要な書類】

□ 小田原市ファミリー・サポート・センター利用料補助金交付申請書

□ 援助活動報告書の写し

※複数枚ある場合は、1 か月分まとめて提出して下さい。

□ （初回申請時のみ）預金通帳の写しなど振込口座確認書類

□ （市町村民税非課税世帯で該当がある場合のみ）利用した年の 1 月 2 日以降に他市町村から転入した方は、前の市町村が発行した非課税証明書

□ （市が公簿等を確認することに同意いただけない場合のみ）対象となる方の条件により以下の書類

対象となる方の条件	申請に必要な添付書類
ひとり親家庭	児童扶養手当証書の写し
市町村民税非課税世帯	市町村民税の非課税証明書 ※ 4 月から 6 月利用分は前年の証明書 ※ 7 月から 3 月利用分は利用年度の証明書
生活保護を利用している世帯	福祉事務所長が発行する証明書
ダブルケア負担の世帯	介護を受ける親族の介護保険被保険者証の写し

注 1）添付書類は、援助活動を受けた時点（利用月）の状況が分かる書類を提出してください。

（例）4 月利用分を 10 月に申請する場合、4 月時点の書類を添付

注 2）補助対象要件を引き続き満たしていることを確認するため、添付書類は毎回提出してください。

5 申請期限

援助活動を受けた月の翌月から 6 か月以内（月末必着）

（例）4 月利用分→10 月 31 日まで（必着）

【提出・お問合せ先】

○ 小田原市子ども若者部 子ども政策課 子ども政策係

住 所：〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
（市役所本庁舎 5 階赤通路）

電 話：(0465) 33-1874

メール：ko-kosodate@city.odawara.kanagawa.jp



市ホームページ

（令和 8 年 6 月作成）